

# 令和6年度 大田区障害福祉サービス事業者等指導実施方針

5 福 福 発 第 13848 号  
令 和 6 年 3 月 13 日  
福 祉 部 長 決 定

大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成25年3月29日付24福福発第12070号区長決定。以下「要綱」という。）第3条第4項の規定に基づき、以下のとおり、令和6年度における重点指導事項等を定め計画的に指導を実施するため実施方針を定める。

## 1 指導目的

本実施方針に基づく指導は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営及び自立支援給付の適正化を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービスの提供並びに質の向上、利用者の人権擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることを目的とする。

## 2 指導項目

- (1) 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 自立支援給付費等の算定及び取り扱い

## 3 指導の重点項目

障害福祉サービス事業者等が、健全かつ円滑な事業運営を確保できるよう、以下の事項を重点的に指導する。

- (1) 虐待防止の徹底及び身体拘束等の適正化の推進  
利用者に対する虐待の防止や身体拘束等の適正化に向けた取組み（緊急やむを得ず身体拘束を行った場合の記録の作成、虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の設置等）が実施されているか。
- (2) 人員基準
  - ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
  - イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。
  - ウ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。
- (3) 設備基準・運営基準関係
  - ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
  - イ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。
  - ウ 個別支援計画等の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して作成・記録・保管されるとともに、適宜見直しを行い、適切な支援が行われているか。

エ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する事業継続を意識した具体的計画を作成し、定期的な避難・救出訓練を実施しているか。

オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。苦情は、申出から終結までの記録を文書で残し、事業者全体で情報共有するとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行っているか。事故は、内容を正確に記録し、事業者全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講じているか。

(4) 自立支援給付関係

自立支援給付算定に関する告示を理解した上で、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付が請求されているか。

(5) 福祉・介護職員等の処遇改善

福祉・介護職員等処遇改善加算の算定条件に合致しているか。また、障害福祉サービス事業者等の管理者が、キャリアパス要件等の内容を理解し、福祉・介護職員処遇改善計画を適切に周知しているか。

(6) 業務管理体制

障害福祉サービス事業者等は、障害福祉サービス利用者の人格を尊重するとともに、法等を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備し、適切に届出を行っているか。

#### 4 指導実施形態

(1) 集団指導

一定の場所に事業所職員を集める集合形式又はオンライン等を活用した動画配信形式にて実施する。

(2) 実地指導

原則として、あらかじめ日時、場所等を文書により障害者福祉サービス事業者等へ通知する。あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

実地指導は、原則として2名以上の指導班を編成し、障害福祉サービス事業者等において、設備の確認や関係書類の閲覧を行うとともに、関係者から関係書類等の説明を求め面談方式により実施する。当初計画は別に定める「大田区介護・障害サービス事業者実地指導実施計画」のとおりとする。

ただし、緊急に指導の実施を必要とする場合や、合同指導においては、この限りではない。

#### 5 指導対象事業者の選定

(1) 過去一度も指導を実施していない事業所

(2) 一定期間、実地指導を実施していない事業所

(3) 事業者等からの通報等により、虐待、不正請求等が疑われ、実地による指導が必要と認められる事業所

(4) その他の事情により実地による指導が必要と認められる事業所。

## 6 関係機関との連携

- (1) 国及び東京都に対し、指導に係る法令・制度運用に係る疑義照会、事業所等に係る情報提供等を行い、事業者指導の立場から連携を図る。
- (2) 必要に応じ、東京都との合同検査を実施する。
- (3) 福祉部各課等と連携し、指導の適正な対応・推進を図る。